特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工 事 場 所　　長野市　若里六丁目

2．建 物 概 要

建 物 名 称	構　造	階　数	延べ面積（m^2）	消防法施行令別 表 第 一	耐火構造	備　考
中高年齢労働者福祉センター	ＲＣ	2階	1484.3725	（1）	耐火	

3．工　事　種　目　（●印を付けたものを適用する）

建物別及び屋外 ＼ 工 事 種 目	工 事 種 別							
	屋 内							
● 空 気 調 和 設 備	一 式							
○ 換　気　設　備								
○ 自 動 制 御 設 備								
○ 衛 生 器 具 設 備								
○ 給　水　設　備								
○ 排　水　設　備								
○ 給　湯　設　備								
○ 消　火　設　備								
○ 厨　房　設　備								
○ ガ　ス　設　備								
○ 排 水 処 理 設 備								
○ 撤　去　工　事								
○ 昇　降　機　設　備								
○								
○								
○								
○								

4．指　定　部　分　　● 無　　有（○ 部分しゅんエ　○ 部分使用　）

工期：平成　　年　　月　　日

5．工　事　内　容

本工事は、中高年齢労働者福祉センターの天井埋込型ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰの整備を行うものである。
工事期間中も施設利用者がいるため、施工時間、曜日等は施設管理者、及び監督員と詳細な打合せの上決定し、施設運営に支障のないよう配慮すること。

Ⅰ　機械設備工事

1　空調設備工事

図示のとおり、既存ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ26台の整備を行う。

2　発生材処理

本工事により発生した産業廃棄物は、受注者の責任において適正に処分すること。

Ⅱ．工　事　仕　様

1．共 通 仕 様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて長野市建設工事共通仕様書による。

（2）（1）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」の建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編、及び「公共建築設備工事標準図」の電気設備工事編・機械設備工事編（いずれも最新版）で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2．特 記 仕 様

（1）規則

本工事規則は特記あるものを除き、長野市契約規則及び工事請負契約書の記載事項による。

（2）責任保障

工事しゅん工引渡し後特記あるものを除き、工事の施工に起因した事故が生じた時は、木造建物及び工作物1年間（受注者の故意または重大な過失による場合、5年間）、木造以外の建物及び工作物2年間（同、10年間）以内に、期日を定め補修工事をし、工事監督職員の検査を受けること。

（3）一般注意事項

1）本工事における必要な諸手続等は原則として受注者において行うこと。

2）設計図面内の不一致及び明記なき箇所がある場合は、監督職員と協議の上その指示により施工のこと。

3）諸材料については必要に応じ見本品または現品を提出し、監督職員の承諾を受け施工のこと。ただし、ＪＩＳ規格合格品等で工事係員がそれを確認できた場合はこの限りではない。

4）工事施工に際し必要な個所は、各工事に先だち施工図を作成し、監督職員の承諾を受け施工のこと。

5）工事施工上必要ある個所は、工事監督職員の指示により適当なる材料をもって養生を施し急硬急乾凍結破損の防止をすること。

6）工事受注者は、工事着手前に実施工程表及び各職種の協力業者名簿を提出し監督職員の承諾を得ること。

7）工事完了後検査不可能個所の施工にあたっては、必要に応じ監督職員の立会いのもとに施工のこと。

8）諸職工その他に対して監督職員の指示に従わない者、または技術未熟練者は退場を命ずることがある。

9）工事完了後は速やかに工事現場内外の清掃、後片付け及び損傷個所の復旧補修をし、監督職員の下検査合格後竣工検査を受けること。

10）工程写真、竣工写真を撮影し、アルバム各1部を提出すること。
写真撮影要領は国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「工事写真の撮り方」の建築設備編（最新版）による。

11）本工事受注者は必要に応じ工事目的物の建物を火災保険に付すること。

（4）経費

上記各事項に要する諸経費はすべて受注者において負担する。ただし、現寸及び製品検査の市係員の出張旅費は市負担とする。

（5）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

1）長野市が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事妨害（以下不当介入という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

2）1）により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。

3）発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

（6）工事実績情報の作成、登録

1）工事請負額が５００万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。

2）登録する場合は、あらかじめ監督職員の確認を受け、次に示す期間内に(財)日本建設情報総合センター(ＪＡＣＩＣ)に登録の手続きを行うとともに、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と完成時の間が１０日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

①工事受注時	契約締結後１０日以内
②登録内容の変更時	変更契約締結後１０日以内
③工事完成時	工事完成後１０日以内

（7）環境に関する配慮について（ISO）

工事にあたっては、長野市環境方針（最新版）を充分に配慮し、設計書及び標準仕様書はもとより、環境に配慮した材料の仕様、廃棄物の発生抑制、アイドリングストップや省エネ重機の使用による省エネルギーの推進、低公害工事機材の使用、工事従業者への教育など、施工にあたって細心の注意を払うことにより、工事の環境への影響を極力少なくするよう配慮すること。

なお、具体的な計画を施工計画書に記載して実践するものとする。

（8）建設リサイクル法

建築物の新築・増築工事においては、その建築主体工事が対象工事である場合、また、設備単独工事においては工事請負額が１億円以上である場合、工事の着手前に「再資源利用促進計画書」及び「再資源利用計画書」を監督職員に提出すること。

（9）グリーン購入法

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100 号）に基づく特定調達品目「公共工事」の品目。なお、特定調達品目か否かの判断基準は監督職員との協議による。

（10）章、項目、特記事項共に●印の付いたものを適用し、○印のものは適用しない。

章	項　目	特　記　事　項
● 一般共通事項	○ 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、工事担当技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	○ 技能士の適用	○ 配管施工（配管工事）　○ 建築板金施工（ダクト製作および取付け） ○ 熱絶縁施工（保温工事）　○ 冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	○ 監督員事務所	○ 設けない　　○ 設ける
	○ 工事用電力・水・その他	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	○ 足場・さん橋類	○ 別契約の関係請負者が定置したものは無償で使用できる。 ○
	○ 建設発生土の処理	○ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ○ 敷きならしできない発生残土は搬出処理とする。想定残土運搬距離（　　km） なお、実運搬距離と差異が生じた場合は変更協議の対象とする。
	○ 埋め戻し土・盛土	○ 根切り土の中の良質土（ただし管の周囲は山砂、川砂又は再生砂） ○ 山砂の類
	○ 資材の保管	○ 資材の保管は、必ず屋根をかけ地上３０ｃｍ以上の架台に乗せる。
	○ 火災保険等	○　工事目的物及び工事材料に適用する。（工期＋１４日間）
	○ 他工事又は他工種との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討のできる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。
	○ 施工調査	（1）はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行うこと。 （2）既設壁等の貫通は、鉄筋探査を行い、躯体を痛めないよう配慮すること。
	○ アスベスト	天井材（アスベスト含有の恐れがある成形板）の穴あけ等の加工作業がある場合は、作業主任者を選任し、保護具等を使用をする。
	○ あと施工アンカー	あと施工アンカーを施工する作業者は、（社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有する者又は充分な技能及び経験を有した者で、監督職員が認めた者とする。施工後の確認試験は監督職員の指示による。
	○ 防火上主要な間仕切り壁等の貫通処置	防火上主要な間仕切り壁等を貫通する場合は、国土交通省認定工法にて防火区画貫通処理を行うこと。
	○ 化学物質を放散させる機材等	本工事の建物内部に使用する機材等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）を満たすものとする。 （1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （2）保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （3）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジー２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 （5）上記（1）、（3）及び（4）の機材を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用する。ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。

ホルムアルデヒド	該当する機材等
規制対象外	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJAS適合品 ａ．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 ｂ．接着剤等不使用 ｃ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 ｄ．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ｅ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 ｆ．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
第　三　種	①JIS及びJASの Ｆ☆☆☆品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧JISのＥｏ品 ④旧JASのＦｃｏ品

	● 施工図及びしゅんエ図等の取扱い	施工図及びしゅんエ図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	○ 耐震措置	設備機器の固定等は、すべて「国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の建築設備耐震設計・施工指針２００５年版」により行う。ただし、設計用水平震度ＫＨ及び設計用鉛直震度ＫＶ（ＫＨ／２ ）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機　　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水　槽　類　（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水　槽　類　（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
地下・1階	機　　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水　槽　類　（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6

【備　考】（※1）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
特定の施設とは避難所に指定されている施設
重要機器は次のものを示す。
・給水装置　・排水装置　・換気機器　・空調機器　・熱源機器
・防災設備　・監視制御設備　・危険物貯蔵装置
・火を使用する設備　・避難経路上に設置する機器
上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建ての場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４層とする。

	● 提出書類	（1）着工前（契約後１０日以内） 施工計画書　２部 ※請負代金額が100万円未満の場合は、不要とする （2）施工中 施工図、機器納入仕様書（見本品を含む）　２部 （3）しゅんエ時 しゅんエ届　１部 しゅんエ写真　工事用アルバム　１部 工事写真　工事用アルバム　１部 工事記録簿　打合せ記録、工事日誌　１部 施工計画書　承諾を受けたもの　１部 社内検査報告書　中間検査含む　１部 各種届出書　１部 機器納入仕様書　承諾を受けたもの　１部 施工図　承諾を受けたもの　CADデータ共　１部 しゅんエ図　CADデータ共　１部 ○ しゅんエ図製本　見開きＡ１　１部　見開きＡ３　３部 ○ 保全マニュアル　機器設定データ類とも（交換機等）　１部 取扱説明書　別ファイルとする　２部 工具・予備品　監督職員の指示による ※CADデータについては、JWCAD形式（JWW）又はCAD交換標準（SXF）Ver.2.0以降形式（P21又はSFC）で保存したデータを、電子媒体又は監督職員の指示による方法で提出する。 ※製本については、白焼きとし、背表紙に年度と工事名、表紙に年度、工事名、設計者名、工事管理者名、施工者名、工期しゅんエ日を印刷する。 ※他工事が別途発注されている場合は、監督職員の指示により総合版とする。
	○ 総合調整	○本工事（調整項目は下記のものとする。） ○風量調整　○ 水量調整　○ 室内外空気の温湿度の測定　○ 騒音の測定 ○別途とする。 ○飲料水の水質測定（○　水質検査１１項目（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等（TOC）、pH、味、臭気、色度、濁度）　○トルエン） ※飲料水の水質測定は厚生労働大臣登録水質検査機関とする。 ○給水配管末端での残留塩素測定
	○ 容量等の表示	（1）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （2）電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	○ 配管	溶接部の非破壊検査　　○ 要（　　）
	○ 絶縁継手	取り付け箇所は図示による。
	○ 地中埋設標等	（1）地中埋設標　　○ 要（図示の箇所）　○ 不要 （2）埋設表示用テープ　○ 要（排水管を除く）○ 不要　○　給水管
	○ フレキシブルジョイント	○　圧送管に使用するフレキシブルジョイントは、可とう性に加え、防振性を合わせ持つものを選定すること。

担　当	係	係　長	課長補佐	課　長

中高年齢労働者福祉センター　ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ整備　工事設計図

特 記 仕 様 書　平成27年度

長野市建設部建築課

図面番号 1/3

章	項目	特記事項
	○ 保温及び消音内張り	○ 還りダクトの保温　範囲は（○　　○　　） ○ 外気ダクトの保温　範囲は（○　　○　　） ○ 膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の膨張管の項による。 ○ 建物内の空気抜き管の保温は、標準仕様書第２編３．１．４の膨張管の項による。 ○ 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、標準仕様書第２編３．１．５の排水管の項による。 ○ 冷媒管の外装の種別は（ ○ ステンレス鋼板　　○　樹脂製化粧カバー　） ○ 全熱交換ユニット用のダクト（保温の厚さ２５mm、外気側　0A,SA共） ○　フード・ダクト間の防火ダンパ設置 ○　火気使用室排気ダクト　ロックウール保温材５０mm ○　排気ダクト　外壁より　○１m（樹脂製ダクト）　　○２m（金属製ダクト） ○　給水管　ポリスチレンフォーム保温筒 ○　給湯管　グラスウール保温筒　埋設部はワンタッチ保温材２０mm ○　排水管　グラスウール保温筒　　ピット内保温　○ 有　　○ 無 ○　消火管　ポリスチレンフォーム保温筒　　○　屋内消火管 ○　水抜きできない管　　○　スプリンクラー配管 ○　空調用ドレン管　グラスウール保温筒 なお、上記配管で、凍結の恐れがある屋外箇所は、凍結防止帯巻の上グラスウール保温筒＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋ステンレス鋼板とする。 注１：各配管の保温厚で標準仕様書中厚さ３０mm未満の箇所はすべて厚さ３０mm以上とする。（ただし、排水管、ドレン管、冷媒管は除く） 注２：上記は保温材の種類を示すもので、それ以外の仕様は標準仕様書による。
	○ 吊り及び支持金物	（○ 槽内　○　　）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。 ○　コンクリート土間下配管は、鋼棒等により沈下防止措置をする。
	○ 配 管 勾 配	給水、給湯、消火、冷温水、冷却水は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かって下り勾配とする。
	○ 試　　験	（1）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （2）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。
○空気調和設備	○　機器	○　寒冷地用ヒートポンプエアコン　　○　一般用ヒートポンプエアコン ○　ガスヒートポンプエアコン　　○　ガス式FF暖房機 ○　FF式灯油暖房機　　○　FF式ペレットストーブ ○ パネルヒーター　　○　遠赤外線ヒーター
	○　配管	○メーカー仕様　○
○換気設備	○方式	○第１種換気　　○第２種換気　　○第３種換気　　○全熱交換機
	○ ダクト	○アングルフランジ工法ダクト ○ コーナーボルト工法ダクト（長辺の長さが１５００mm以下の部分） （○ 共板フランジ工法ダクト　○ スライドオンフランジ工法ダクト） ○　スパイラルダクト ○ 高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ○ ステンレスダクト及び塩化ビニールダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ○ 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。
	○ 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	○ ダンパー	（1）防煙ダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　○　　） 定格入力はＤＣ２４Ｖ、０．７Ａ以下とする。 （2）ピストンダンパー　　復帰方式（○ 遠隔　○　　）
	○ チャンバー	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。 （3）ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。
○自動制御設備	○ ｼｽﾃﾑ構成その他	図示による。
	○ 電気計装工事の配線	使用する電線類はＥＭケーブルとし、規格は標準仕様書第４編1.5.1表4.1.11の使用する電線類の規格による。（機器、盤類は除く） 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
○衛生器具設備	○ 和風大便器耐火カバー	○ 設ける（ピット内は除く）　　○設けない
	○ 小便器自動洗浄装置	小便器自動洗浄装置及び組込み小便器の洗浄水量は４Ｌ／回以下とし、使用状況により洗浄水量を制御できるものとする。
	○ 洋風便器	洗浄水量が6.0 L/回以下のものとする。

○給水設備	○ 配管材料	（1）地中埋設配管 ○　水道用ポリエチレン二層管（不凍栓まで） ○　水道用硬質ポリ塩化ビニル管　HIVP（不凍栓まで） ○　水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VD（不凍栓以降） （2）その他の一般配管（上水）　○ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-VB
	○ 水栓	○水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とし、配管の末端に吸気弁を設置する。
	○ 量水器	○親メーター（○ 貸与品　○　　）　○ 子メーター（○ 買い取り　○　　）
	○ 量水器桝	○水道事業者指定品（○ 貸与品　○ 買い取り）　○ 標準図ＭＣ形
	○ 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ　○ 水道直結部分（ ○１０Ｋ　○　　） ○ その他の部分（ ○　５Ｋ　○　　）
	○ 管の埋設深さ	管の上端より、凍結深度（　○　６０ｃｍ　○　８０ｃｍ　）以上とする。
	○ 建物導入部配管	標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の ○ (a)　○ (b)　○ (c)　による。
	○ 引込納付金等	○ 要（○ 別途　○ 本工事に含む）　　○ 不要
○排水設備	○ 配管材料	（1）屋内排水管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管　VP ○ 排水・通気用耐火ニ層管　VP ○ リサイクル硬質塩化ビニル発泡三層管　RF-VP ○ 通　気　管 ○ 硬質ポリ塩化ビニル管　VP ○ 排水・通気用耐火ニ層管　VP ○ リサイクル硬質塩化ビニル発泡三層管　RF-VP （2）屋外（第一桝まで） ○ 硬質ポリ塩化ビニル管　VU（屋外建物第一桝まで） ○ 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管　REP-VU ○ リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管　RS-VU
	○ 洗面器等の排水管	洗面器に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップとする。
	○ 満水試験継手	図示の箇所に取り付ける。
○給湯設備	○ 機器	○ ガス給湯器　　○ 電気給湯器
	○ 配管材料	○ 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管　SGP-HVA ○
	○ 弁類	ＪＩＳ又はＪＶ　（ ○ ５Ｋ　　○ １０Ｋ　（図示部分）） ○ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
○消火設備	○ 配管材料	（1）屋内消火栓　　一般 ○ 配管用炭素鋼鋼管　SGP（白） 地中 ○ 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管　SGP-VS 地中 ○ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管　HIVP
	○ 消火器	○ 粉末消火器（蓄圧式）3kg　○ 強化液（中性）3L
	○ その他	○ スプリンクラー設備　○
	○ 建物導入部配管	標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）○ (a)　○ (b)　○ (c) による。
○厨房設備	○ システム	○ ドライシステム　　○
	○ 厨房用熱源	図示による。
	○ 機器の機能等	図示による。
○ガス設備	○ ガス種別	○ 都市ガス　　○ 液化石油ガス
	○ 配管材料	○ 都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ○ 液化石油ガス　（1）一般　配管用炭素鋼鋼管　SGP（白） （2）地中
	○ 充 て ん 容 器	別途（○５０ｋｇ　○　　○　　）×　本
	○ 集 合 装 置	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　　本組。
	○ 転 倒 防 止 等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（○（ａ）　○（ｂ））による。
	○ メ ー タ ー	○ 供給業者
	○ ガス漏れ警報器	○ 本工事（図示による）　○ 別途工事（　　）
	○ 電 気 防 食	○ 要　　○ 不要
	○ 引込負担金等	○ 要（○ 別途　○ 本工事に含む）　　○ 不要

○排水処理設備	○ 設備方式	○ 排水再利用　○ 厨房除害　○ 浄化槽
	○ 仕様等	図示による。
●撤去工事	○ 撤去内容	○ 撤去内容は図示による。
	○ 発生材の処理	○ 特別管理産業廃棄物は（○　　○　　○　　）とする。 ○ 再資源化を図るものは（○　　○　　○　　）とする。 ● 構外搬出適法処理をし、マニフェストA票、E票の写しを提出する。 なお、少量(2t車１台程度)の場合は、自社保管場所にて保管後適正処分も可とする。
	○ フロン回収	○ 業務用冷凍空調機器の廃棄については、関係法令に基づき行程管理制度によって登録業者にフロン回収運搬をさせ、許可業者に処理を行わせ、委託確認書及び引取証明書の写しを提出する。
○昇降機設備	○ 定員・積載	人　　ｋｇ
	○ 速度	ｍ／min
	○ その他	○ 乗場遮煙性能　　○ 利用者制限機能
○その他		

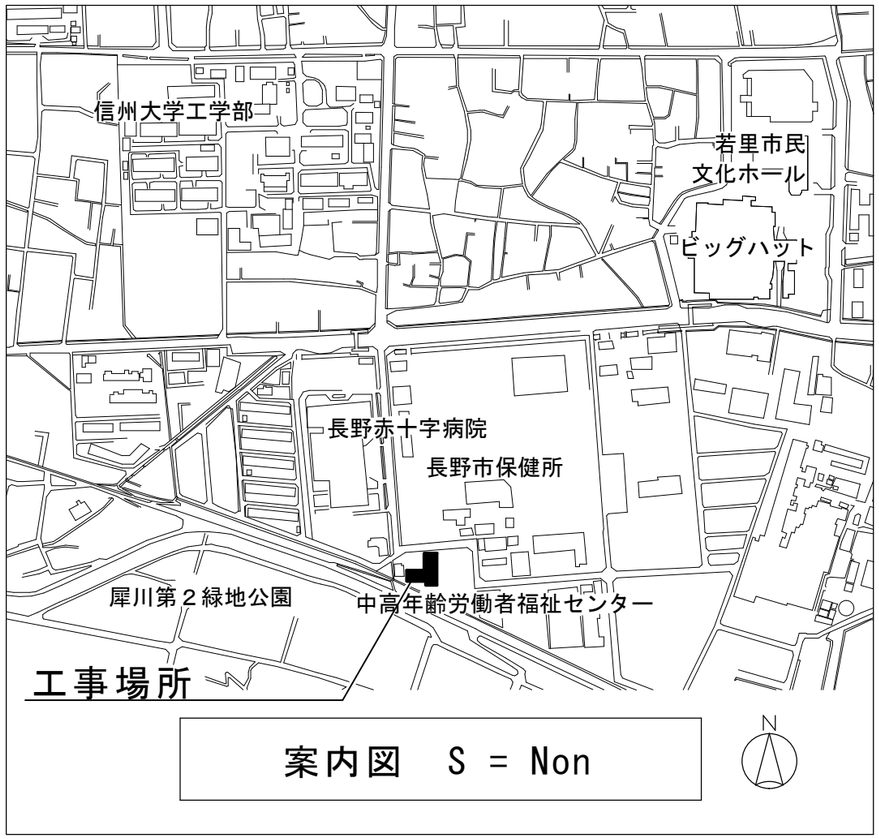

案内図　S = Non

担当	係	係長	課長補佐	課長

中高年齢労働者福祉センター　ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ整備	工事設計図	図面番号 2/3
特記仕様書・案内図	平成27年度	
長野市建設部建築課		

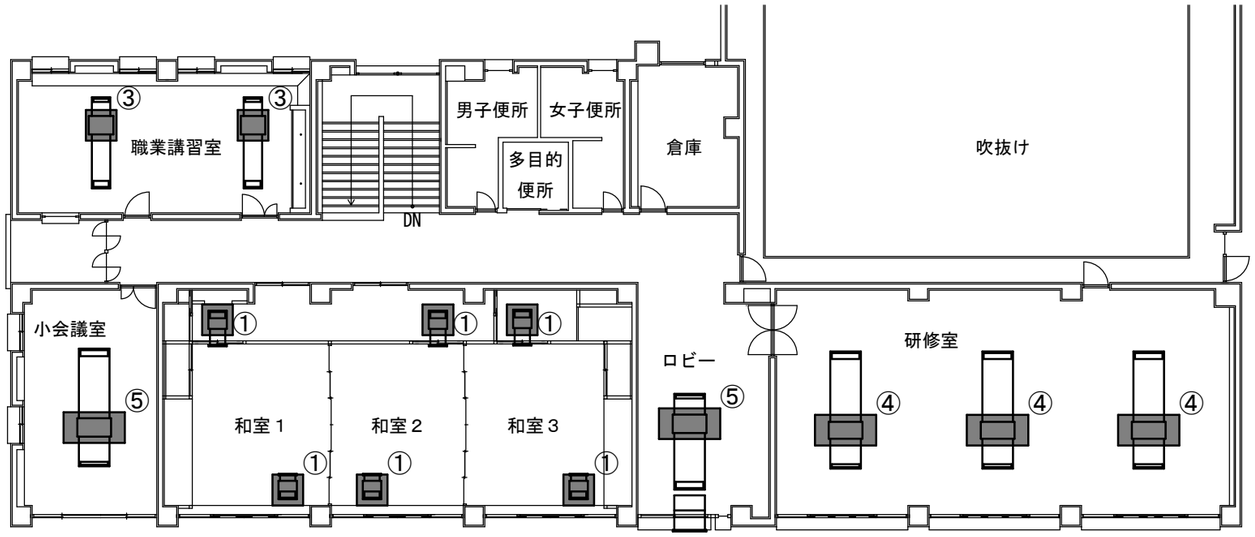

２階平面図　S=1/200

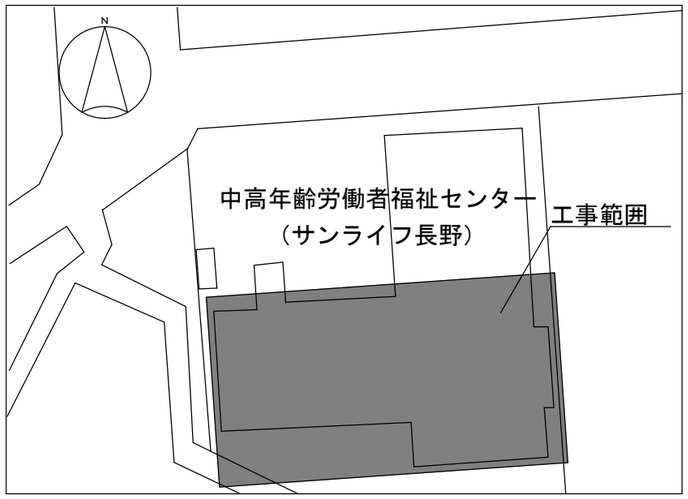

配置図　S=NON

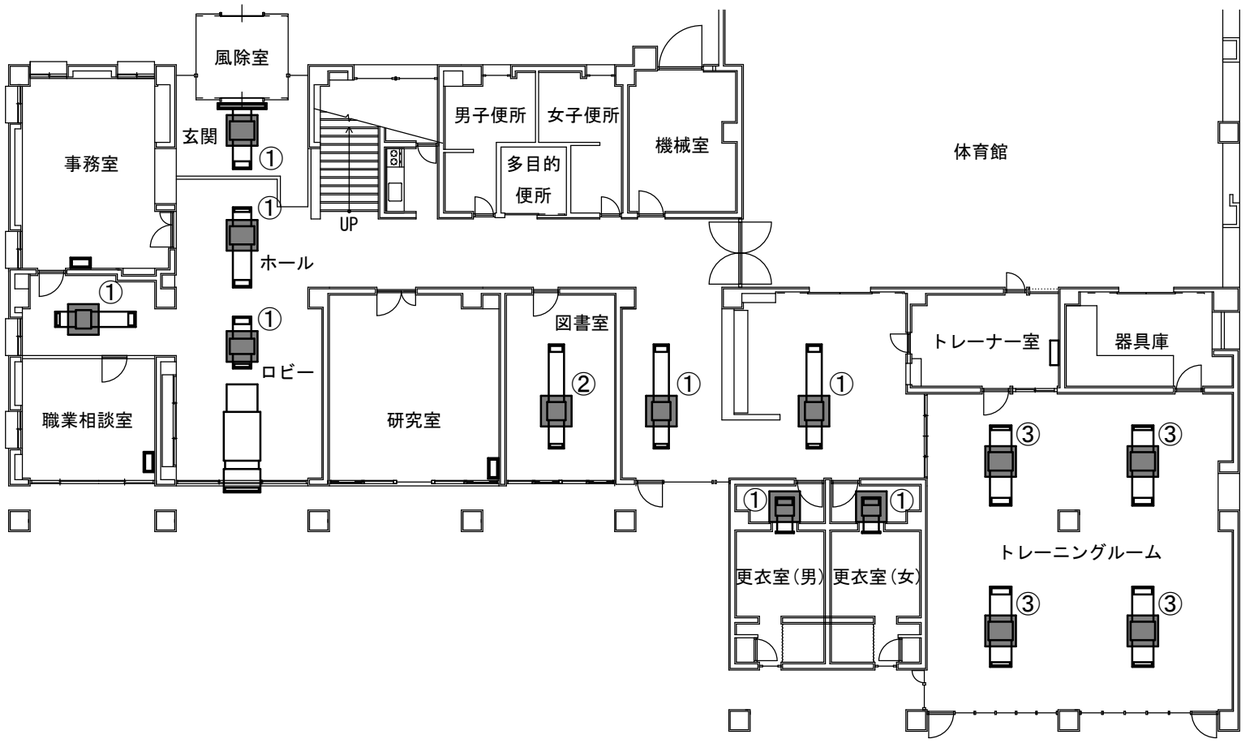

１階平面図　S=1/200

整備内容

① ファンモーター及びファンを交換する。

② 吸い込みグリル部のフィルターを交換する。

部品交換に併せ、既存ファンコンベクターコイルを水洗浄すること。

整備対象機器

① 木村工機製 HCR-200-2（ﾓｰﾀｰ1個、ﾌｧﾝ1個） 14台
② 木村工機製 HCR-300-2（ﾓｰﾀｰ1個、ﾌｧﾝ1個） １台
③ 木村工機製 HCR-400-2（ﾓｰﾀｰ1個、ﾌｧﾝ2個） ６台
④ 木村工機製 HCR-600-2（ﾓｰﾀｰ1個、ﾌｧﾝ2個） ３台
⑤ 木村工機製 HCR-800-2（ﾓｰﾀｰ2個、ﾌｧﾝ4個） ２台

交換部品リスト

交　換　部　品	数　量
３段変速モーター（コンデンサー付）	28個
ファン（プラスチック製ランナー）	41個
アルミ枠付フィレドンフィルター　200型	14枚
アルミ枠付フィレドンフィルター　300型	１枚
アルミ枠付フィレドンフィルター　400型	６枚
アルミ枠付フィレドンフィルター　600型	３枚
アルミ枠付フィレドンフィルター　800型	４枚

担　当	係	係　長	課長補佐	課　長

中高年齢労働者福祉センター　ﾌｧﾝｺﾝﾍﾞｸﾀｰ整備　工事設計図

配置図　平面図　整備内容　交換部品リスト　平成27年度

長野市建設部建築課

図面番号 3/3